

# 一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される 食品関連事業者の皆様



平成27年4月1日から  
**義務表示**に  
なっています

## 栄養成分表示を 行っていますか？

### 一般用加工食品の経過措置期間は平成32年3月31日まで！

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられました。

平成32年3月31日までに製造(又は加工・輸入)されるものについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認められますが、1日も早く消費者に新たな表示が届くよう、計画的に準備をし、速やかな表示の切替えに努めてください。

食品表示法に基づく食品表示基準では、  
一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています

必ず、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)**の5つを表示します。

表示方法には、決まりがあります

#### 【例】

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。



食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析の他、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合、消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法に規定する小規模事業者が販売する場合※、食品を製造し又は加工した場所で販売する場合等、栄養成分表示が不要な場合があります。

※ 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示が必要です。

#### お問合せ先

最寄りの保健所または、  
北海道保健福祉部  
健康安全局地域保健課  
電話 011 - 204 - 5767

【平成30年5月】

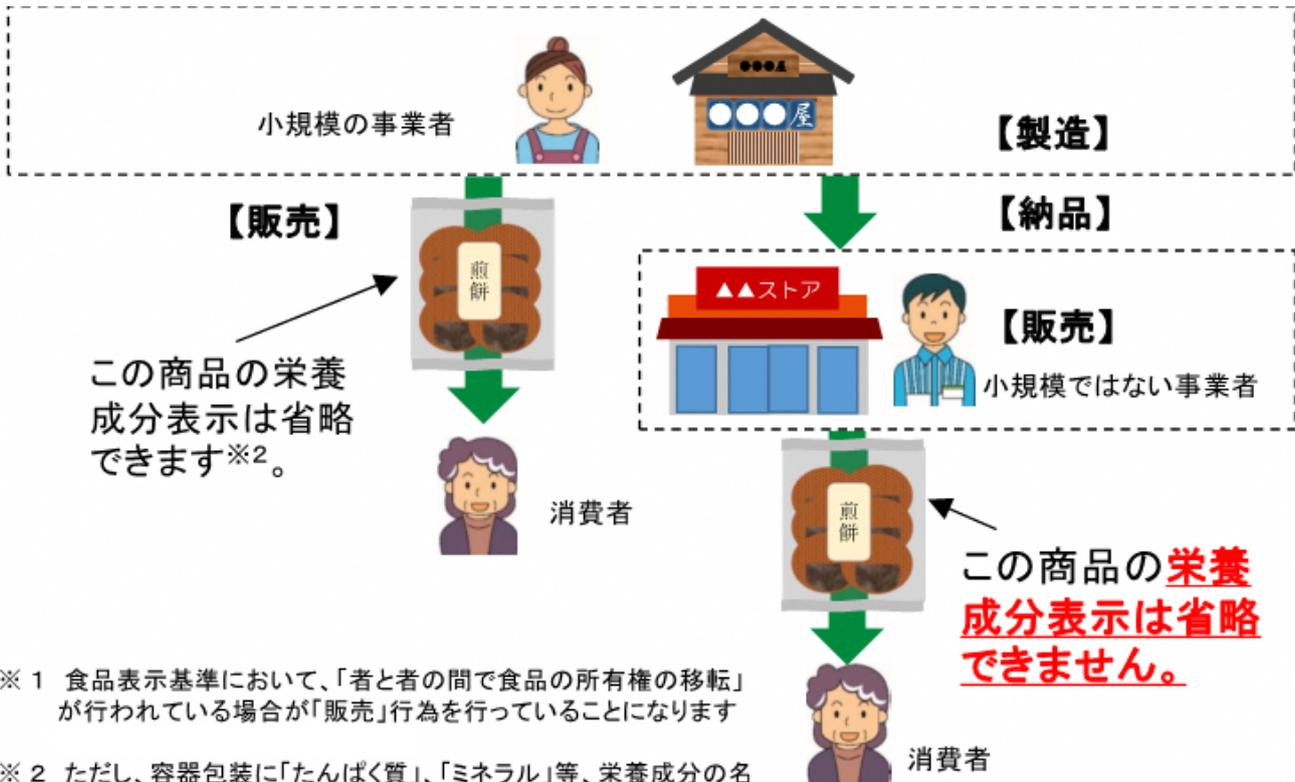
正しく理解していますか？

## 小規模の事業者における栄養成分表示の省略

- 小規模の事業者が販売する※<sup>1</sup>食品は、栄養成分表示を省略することができます※<sup>2</sup>。
- ただし、小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模ではない場合、その食品を販売するときには栄養成分表示が必要です。
- この場合、必ずしも製造者（小規模の事業者）が栄養成分表示をする必要はなく、販売する者（スーパー等小規模ではない事業者）が表示をしても構いません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・ 消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
- ・ 中小企業基本法に規定する小規模企業者※<sup>3</sup>



※<sup>1</sup> 食品表示基準において、「者と者との間で食品の所有権の移転」が行われている場合が「販売」行為を行っていることとなります

※<sup>2</sup> ただし、容器包装に「たんぱく質」、「ミネラル」等、栄養成分の名称や総称等、栄養成分に関する表示をしている場合は栄養成分表示を省略できません。

※<sup>3</sup> おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者。

お問合せ先  
最寄りの保健所 または、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 電話 011-204-5767